

砂利採取業の登録事項の変更手続

令和6年3月

下記の事項に変更があったときは、**登録事項変更届（省令様式第7）**及び**添付書類**を提出してください（砂利採取法第9条、砂利採取業者の登録等に関する規則第5条）。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名
- 3 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

<提出書類>

- ① 登録事項変更届書（省令様式第7）※押印不要
- ② 添付書類

変更事項に該当する書類を添付してください。

業務主任者、業務担当役員の退職の場合、添付書類は不要です。

変更事項	添付書類
<事務所の名称又は所在地の変更の場合>	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<法人の業務を行う役員の変更の場合> ※法人代表者の変更を含む	<input type="checkbox"/> それらの者が法第6条第1項第1号から第4号までに該当しないことを誓約する書面（誓約書申請者用様式） ※書面は個人別に（変更のあった者全て）作成 ※押印不要 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 変更となる役員等の生年月日を証する書面（住民票等）
<業務管理者の変更又は事務所の新設に係るものである場合>	<input type="checkbox"/> 業務管理者試験合格証の写し又は認定証の写し <input type="checkbox"/> 事務所に置く業務管理者が法第6条第1項第1号から第4号までに該当しないことを誓約する書面（誓約書業務主任者用様式） ※書面は個人別に（変更のあった者全て）作成 ※押印不要 <input type="checkbox"/> 事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員であることを証する書面（雇用証明書様式） ※押印不要 <input type="checkbox"/> 事務所に置く業務管理者の生年月日を証する書面（住民票等）

<提出部数>

登録事項変更届及び添付書類とも **2部（正副各1部、副本は写しで可）** 提出してください。

<提出先>

〒198-0036

青梅市河辺町 6-4-1

東京都青梅合同庁舎 2階

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

砂利採石担当

電話 0428-23-4184